

前回からの変更点を赤字で示す。

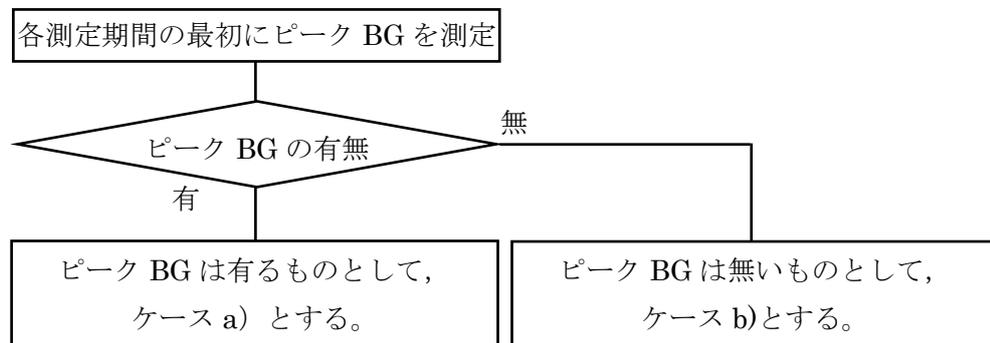
### ピーク BG の設定の妥当性について

No.	Page	質問・コメント等
9	本文 P16,17 (ピーク BG)	評価に用いるピーク BG の設定の妥当性について、夜間にピーク BG を測定すると理解しているが、実際の測定では非安全側の評価とならないこと、昼間にピーク BG が変動しないとしている考えについて説明を追記すること。

今回の認可申請書では、合理的な現場運用となるようにピーク BG の取り扱い方法について変更した。具体的には、測定場所周辺のピーク BG の影響が無い場合は、放射能濃度の決定に用いるピーク BG の値は測定期間中ゼロとし、ピーク BG の測定を行わない。

#### <ピーク BG の取り扱い方法>

測定場所周辺のバックグラウンドの影響を考慮する必要があるか確認するために、各測定期間の測定開始前にピーク BG 測定を実施し、ピーク BG の有無を確認する。



#### ケース a)

ピーク BG が有る場合（検出した場合）

- 測定場所周辺のバックグラウンドの影響を考慮する必要があるものと判断し、放射能濃度の決定に用いるピーク BG の値は測定日の測定前に確認し、次のとおり設定する。
- ピーク BG のスペクトル分析を行い、ピーク面積に相当する計数が標準偏差の 2 倍未満の場合、ピーク BG はゼロとする。
- ピーク BG のスペクトル分析を行い、ピーク面積に相当する計数が標準偏差の 2 倍以上の場合、ピーク BG として有意値（ゼロでない値）を設定する。具体的な設定方法を表 1 に示す。

ケース b)

ピーク BG が無い場合（検出限界値未満の場合）

- ・測定場所周辺のバックグラウンドの影響を考慮する必要がないものと判断し、放射能濃度の決定に用いるピーク BG の値は測定期間中ゼロとし、定期的にピーク BG の値が検出限界値未満であることを確認する。
- ・定期的な確認において、ピーク BG を検出した場合は、有意値として検出値を設定し、以降、「ケース a)」に従ってピーク BG の値を設定する。

<ピーク BG の取り扱いに関する基本的な考え方>

$^{60}\text{Co}$  の計数率に対応する放射エネルギーは、認可申請書 (6-1) 式より求める。

$$Q_{\text{Co},\text{測定日}} = CF_{\text{Co}}(N_{\text{Co}} - m_{\text{Co}}) \quad (6-1)$$

ここで

- $Q_{\text{Co},\text{測定日}}$  : 測定日における「測定単位」の二次的な汚染による  $^{60}\text{Co}$  の放射エネルギー (Bq)  
(測定日: 「測定単位」における  $^{60}\text{Co}$  の放射エネルギー測定を行う日)
- $CF_{\text{Co}}$  :  $^{60}\text{Co}$  の放射能換算係数 (Bq/ s<sup>-1</sup>)
- $N_{\text{Co}}$  : 測定時の  $^{60}\text{Co}$  が放出する  $\gamma$  線の計数率 (s<sup>-1</sup>)。測定した計数率が検出限界計数率未満であった場合、検出限界計数率を用いる。この場合、 $m_{\text{Co}}$  はゼロとする。
- $m_{\text{Co}}$  : ピーク BG (Ge 半導体検出器の設置場所周辺における「測定単位」以外の主要核種 ( $^{60}\text{Co}$ ) の  $\gamma$  線の計数率 (s<sup>-1</sup>))

$N_{\text{Co}}$  から  $m_{\text{Co}}$  を減算して放射能濃度確認対象物の放射エネルギーを求めることから、ピーク BG は、放射能濃度確認対象物の放射エネルギーの評価をするうえで小さい値を採用する方が安全側となる。このため、非安全側の評価とならないようにピーク BG によって  $N_{\text{Co}}$  から  $m_{\text{Co}}$  を過大に減じない。

具体的には、表 1 のとおり、測定の都度、ピーク BG 測定を行い  $N_{\text{K}}$  ( $m_{\text{Co}}$  のピーク面積に相当する計数) が  $2\sigma_{\text{N}}$  ( $\sigma_{\text{N}}$ : ピーク BG の計数の標準偏差) 未満であればピーク BG がないものとし  $m_{\text{Co}}$  をゼロとする。  $N_{\text{K}}$  が  $2\sigma_{\text{N}}$  以上であればピーク BG があるものとする。定常的にピーク BG がある場合は、 $m_{\text{Co}}$  (前日) と  $m_{\text{Co}}$  (当日) を比較し、変動があると判断した場合は、 $m_{\text{Co}}$  (前日) と  $m_{\text{Co}}$  (当日) の低い方をピーク BG として採用する。変動がないと判断した場合は  $m_{\text{Co}}$  (前日) をピーク BG として採用する。

$2\sigma_{\text{N}}$  を判定基準とすることについては、「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー (令和 2 年 9 月改訂 原子力規制庁監視情報課) 資料 1.1.5 妨害ピークの処理」において、ピーク面積がピーク BG の計数の標準偏差の 2 倍以上のとき、妨害ピークを避けてベースライン領域を決める必要があると判定する旨 (ピークが存在していると判定する旨) が記載されていることから、 $2\sigma_{\text{N}}$  以上をピーク BG があると判定することは妥当であると判断している。

<測定時（昼間）の BG 変動について>

測定時（昼間）に測定装置周辺の BG に影響を及ぼすものとして、「①作業に伴う放射性物質が測定装置周辺を通過することによる BG の変動」及び「②運転操作に伴う測定装置周辺の機器及び設備に内包された放射性物質が移動することによる BG の変動」が想定される。①については、放射能濃度確認対象物の放射線測定は汚染のおそれのない管理区域で行い、追加的な汚染がないように管理しているため、測定値に影響を及ぼすような放射性物質が測定装置周辺を通過することはない。②については、例えば、放射性物質を内包したタンクの水位変動及び配管内を放射性物質が移動することによる BG の変動が想定されるが、これらの BG の変動は、事前に把握できるように管理しており、定常的な BG の変動（例：昼間に上昇した BG は夜間も上昇したまま）である。

仮に、意図しない②の要因により BG の変動が生じた場合、放射能濃度確認対象物の放射エネルギーの評価においては、本資料の<ピーク BG の取り扱いに関する基本的な考え方>に示すとおり、測定前のピーク BG と測定後のピーク BG のうち、低い値を用いて放射能濃度確認対象物の放射エネルギーを評価するため、非安全側に評価することはない。

以上より、①、②のどちらにおいても放射能濃度確認対象物の放射エネルギーを非安全側に評価することはない。

<表 1 におけるピーク BG の増加原因の調査について>

ピーク BG の測定により、ピーク BG が増加したことを確認した場合は、変動の原因を調査する。

具体的には、正しく BG 測定が実施されたかの確認（例えば、測定時間が適切に設定されているかの確認）及び測定装置周辺の機器及び設備に内包された放射性物質が移動したかの確認（例えば、意図しない復水サージタンクの水位が変動したかの確認）を行う。

<品質マネジメントシステムについて>

前回認可申請書に基づき、浜岡 1,2 号炉解体撤去物の放射能濃度の測定及び評価に関する業務は、既に浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定、原子力品質保証規程及び品質保証計画書に基づく下部規程（指針、手引）に具体的な業務を定めて、業務を実施している。

従って、今回認可申請書に基づく放射能濃度の測定及び評価に関する業務は、既に品質保証の体制に定められているが、上述（測定エリアの設定、ピーク BG の取り扱い方法）に関する変更について反映予定箇所、内容を別紙に示す。

以上

表1 ピーク BG 補正の詳細

- ・測定場所周辺のバックグラウンドの影響を考慮する必要があるか確認するために、各測定期間の測定開始前にピーク BG 測定を実施し、ピーク BG の有無を確認する。
- ・ピーク BG を検出した場合は、測定場所周辺のバックグラウンドの影響を考慮する必要があるものと判断し、放射能濃度の決定に用いるピーク BG の設定を以下に示すとおり行う。

前日までのピーク BG の設定	ピーク BG 測定結果 (前日夜から当日朝までの結果)	
	ピーク BG 検出有 $N_k(\text{当日}) \geq 2\sigma_{N(\text{当日})}$	ピーク BG 検出無 $N_k(\text{当日}) < 2\sigma_{N(\text{当日})}$
ピーク BG 検出有  $N_k(\text{前日}) \geq 2\sigma_{N(\text{前日})}$ ↓ $m_{Co}(\text{前日}) \neq 0$	<b>ケース 1 : <math> m_{Co}(\text{当日}) - m_{Co}(\text{前日})  \leq 2\sigma_m(\text{当日})</math></b> ・ピーク BG の変動はなしと判定し、 $m_{Co}(\text{前日})$ を引き続き使用する。 <b>ケース 2 : <math>m_{Co}(\text{当日}) - m_{Co}(\text{前日}) &gt; 2\sigma_m(\text{当日})</math></b> ・ピーク BG の増加原因を調査して当日の測定・評価への影響を確認し、測定・評価への影響がないと判断した場合はピーク BG として $m_{Co}(\text{当日})$ を使用する。測定・評価への影響があると判断した場合は原因を除去しピーク BG を再測定する。 ・ $m_{Co}(\text{前日})$ を使用した前日の測定・評価は有効とする。 <b>ケース 3 : <math>m_{Co}(\text{前日}) - m_{Co}(\text{当日}) &gt; 2\sigma_m(\text{当日})</math></b> ・ピーク BG として $m_{Co}(\text{当日})$ を使用し、当日の測定をする。 ・ $m_{Co}(\text{前日})$ を使用した前日の測定・評価は、測定中にピーク BG が変動し $m_{Co}(\text{当日})$ に減少したと判断し、 $m_{Co}(\text{当日})$ を使用して前日の評価を再評価する。	・ピーク BG として「 $m_{Co}(\text{当日}) = 0$ 」を使用し、当日の測定をする。 ・ $m_{Co}(\text{前日})$ を使用した前日の測定・評価は、測定中にピーク BG が変動し $m_{Co}(\text{当日})$ に減少したと判断し、 $m_{Co}(\text{当日})$ を使用して前日の評価を再評価する。
ピーク BG 検出無  $N_k(\text{前日}) < 2\sigma_{N(\text{前日})}$ ↓ $m_{Co}(\text{前日}) = 0$	<b><math>(m_{Co}(\text{当日}) - m_{Co}(\text{前日})) &gt; 2\sigma_m(\text{当日})</math></b> ・ピーク BG の増加原因を調査して当日の測定・評価への影響を確認し、測定・評価への影響がないと判断した場合はピーク BG として $m_{Co}(\text{当日})$ を使用する。測定・評価への影響があると判断した場合は原因を除去しピーク BG を再測定する。 ・ $m_{Co}(\text{前日})$ を使用した前日の測定・評価は有効とする。	・ピーク BG の変動はなしと判断し、「 $m_{Co}(\text{前日}) = 0$ 」を引き続き使用する。

- $m_{Co}(\text{前日})$  : 前日までの測定・評価で使用していたピーク BG の計数率 ( $s^{-1}$ )  
 $m_{Co}(\text{当日})$  : 前日夜から当日朝まで測定したピーク BG の計数率 ( $s^{-1}$ )  
 $N_k(\text{前日})$  :  $m_{Co}(\text{前日})$  のピーク面積に相当する計数  
 $N_k(\text{当日})$  :  $m_{Co}(\text{当日})$  のピーク面積に相当する計数  
 $\sigma_{N(\text{前日})}$  :  $N_k(\text{前日})$  の標準偏差  
 $\sigma_{N(\text{当日})}$  :  $N_k(\text{当日})$  の標準偏差  
 $\sigma_m(\text{当日})$  :  $m_{Co}(\text{当日})$  の標準偏差 ( $s^{-1}$ )

## 品質マネジメントシステムの指針類

文書		内容（現在の内容を一部抜粋）	改正予定内容
一次文書	保安規定【第2編】	（放射能濃度確認対象物の管理）	—
二次文書	放射性廃棄物管理指針	5. 7 クリアランス管理	—
三次文書	クリアランス管理手引	<p>4. 2. 5 測定・評価（測定エリア）</p> <p>廃棄物管理課長は、クリアランス対象物（候補）の放射能濃度測定を行うにあたり、測定エリアを設定し、以下の通りクリアランスレベル以下であることを確認する。<u>測定エリアは、管理区域（汚染のおそれのない管理区域）とする。</u></p> <p>a.測定・評価の計画</p> <p>（1）廃棄物管理課長は、クリアランス対象物（候補）の測定・評価を行う場合は、認可を受けた「放射能濃度の測定および評価の方法」に基づき計画を定め、<u>『記録様式 10-11-14 クリアランス対象物の測定・評価計画書』</u>を作成する。</p> <p>（3）廃棄物管理課長は、測定・評価計画書に認可申請書の事項を記載していることを確認する。</p> <p>浜岡 1,2 号炉解体撤去物の事項を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線測定装置を用いて、主要核種（<math>^{60}\text{Co}</math>）の測定を行い、測定単位の <math>\Sigma D/C \leq 10</math> を求めること。<u>その際、必要に応じてピーク BG 補正を行う。</u></li> </ul>	<p>1. 測定エリアの設定</p> <p>測定エリアの設定に際しては、事前に測定・評価に影響を及ぼす BG の有無を調査し、影響がある場合は、その変動が管理できるような運用を検討する旨を追加する。（例：タンクからの影響の場合、水位変動等を伴う運転操作が場合は事前に情報共有を行う等。）</p> <p>2. ピーク BG の取り扱い方法</p> <p>ピーク BG 補正に関して、具体的な手順が変更となることから、より詳細な手順を定めた<u>『記録様式 10-11-14 クリアランス対象物の測定・評価計画書』</u>にて各測定期間（測定期間の考え方を含む）の測定開始前にピーク BG 測定を実施し、ピーク BG の有無を確認する旨を追記する。</p>

## 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定【第2編】

## 【第2編】

第107回変更

(放射能濃度確認対象物の管理)

第41条の2の2 廃棄物管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度についての確認（以下「放射能濃度の確認」という。）を受けようとする物（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の取扱いに関する次の業務を管理する。

- (1) 放射能濃度確認対象物の保管管理（第2項(3)、第3項(3)）
- (2) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第3項(2)）

2 各課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定及び評価前の保管管理について、次の事項を実施する。

- (1) 各課長は、放射能濃度確認対象物の取扱いをしようとするものについては、廃棄物管理課長の判断に基づき取扱う。
- (2) 各課長は、放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別及び除染を行い、必要に応じて切断した上で、測定容器に収納する際に、表75-1の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。
- (3) 各課長は、放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。
- (4) 各課長は、放射能濃度確認対象物の保管状況を1カ月に1回確認し、確認結果を廃止措置計画課長に通知する。

3 各課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定及び評価並びにその後の保管管理について、次の事項を実施する。

- (1) 各課長は、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定を行う場所への運搬に当たっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。
- (2) 廃棄物管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。
- (3) 第3項(2)の測定及び評価の結果、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（以下「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、廃棄物管理課長は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対

## 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定【第2編】

【第2編】

第107回変更

象物及び放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置並びに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。

- (4) 第3項(2)の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、再度、各課長が除染等を行い、廃棄物管理課長が測定及び評価を行う。または、各課長が第40条に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。

## 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定【第2編】

【第2編】

第107回変更

## 第12章 記録及び報告

(記 録)

第75条 各部署の長は、表75-1に定める保安に関する記録のうち、1. の記録を保存し、2. から36. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 各部署の長は、表75-2及び表75-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3 組織は、表75-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表75-1 記録(実用炉規則第67条(第10号を除く)に基づく記録)

記 録 項 目	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (1) 保全の結果(廃止措置計画で定める性能維持施設の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)及びその担当者の氏名 (2) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (3) 不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
3. 施設管理方針, 施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
4. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎週1回	10年間

## 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定【第2編】

【第2編】

第105回変更

記 録 項 目	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間
5. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
6. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
7. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 <sup>*2</sup> の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3
8. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間)の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※3
9. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3
10. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間(平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間)における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※3
11. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間
12. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※4
13. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※4
14. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間

## 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定【第2編】

【第2編】

第105回変更

記 録 項 目	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間
15. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※4
16. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※4
17. 事故の原因	同上	※4
18. 事故後の処置	同上	※4
19. 風向及び風速	連続して	10年間
20. 降雨量	同上	10年間
21. 大気温度	同上	10年間
22. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
23. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間
24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※4
25. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 <sup>*5</sup>	調査の都度	発電所から搬出された後10年間
26. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 <sup>*5</sup>	調査の都度	発電所から搬出された後10年間
27. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 <sup>*5</sup>	その都度	発電所から搬出された後10年間
28. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 <sup>*5</sup>	その都度	発電所から搬出された後10年間
29. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 <sup>*5</sup>	選択の都度	発電所から搬出された後10年間
30. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 <sup>*5</sup>	評価の都度	発電所から搬出された後10年間
31. 放射性物質の放射能濃度の測定条件 <sup>*6</sup>	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間
32. 放射能濃度の測定結果 <sup>*6</sup>	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間
33. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果 <sup>*6</sup>	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間

## 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定【第2編】

【第2編】

第105回変更

記 録 項 目	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間
34. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果 <sup>※6</sup>	その都度	発電所から搬出された後10年間
35. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目 <sup>※6</sup>	その都度	発電所から搬出された後10年間
36. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	発電所から搬出された後10年間

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※2：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

※5：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

※6：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録